

青少年の健全な育成に関する条例施行規則をここに公布する。

青少年の健全な育成に関する条例施行規則

(認定基準等)

第 1 条 青少年の健全な育成に関する条例（昭和 56 年京都府条例第 2 号。以下「条例」という。）第 13 条の 2 第 1 項、第 13 条の 3 第 1 項又は第 14 条の 2 第 1 項の規定による指定は、知事が別に定める認定基準により行うものとする。

2 条例第 13 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する規則で定めるものは、次の各号の一に該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし又は塗りつぶした写真又は絵を含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のアからオまでの一に該当するもの

ア 女性の陰部、臀部、大腿部又は胸部を誇示した姿態

イ 自慰の姿態

ウ 男女間の愛撫の姿態

エ 女性の排泄せつの姿態

オ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のアからエまでの一に該当するもの

ア 男女間の性交又は性交を明らかに連想させる行為

イ 強姦、輪姦、その他の陵辱行為

ウ 同性間の性行為

エ 変態性欲に基づく性行為

3 条例第 13 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する規則で定めるものは、前項各号の一に該当するものの場面（陰部を覆い、ぼかし又は塗りつぶした場面を含む。）とする。

(平 3 規則 38・追加、平 4 規則 37・一部改正)

(有害図書類の陳列方法)

第 1 条の 2 条例第 13 条の 2 第 5 項に規定する規則で定める方法は、有害図書類を、青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが禁止されている旨の掲示をした場所にまとめ、かつ、次の各号のいずれかの措置をとることとする。

(1) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所に陳列すること。

(2) 有害図書類以外の図書類を陳列する棚と 60 センチメートル以上離れた棚又は有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面の棚に陳列すること。

(3) 有害図書類から 10 センチメートル以上張り出す仕切り板（透視できない材質のものに限る。）で有害図書類以外の図書類と区分して陳列すること。

(4) 床面から 150 センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして陳列すること。

(5) 図書類の販売、貸付け又は閲覧若しくは視聴をさせることの業務に従事する者が常駐する場所から 5 メートル以内の場所に陳列すること。

(6) 有害図書類をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にして陳

列すること。

(平 17 規則 6・追加)

(有害興行を行う場所における掲示の様式)

第 2 条 条例第 13 条の 3 第 3 項の規定による掲示は、別記第 1 号様式により行わなければならない。

(平 3 規則 38・追加、平 20 規則 45・一部改正)

(自動販売機等管理者の要件)

第 2 条の 2 条例第 15 条の 3 第 2 項第 3 号に規定する規則で定める要件は、未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこととする。

(平 17 規則 6・追加)

### (携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項等)

第 2 条の 3 **第 18 条の 4** の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。

(2) **携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、第 18 条の 5 第 1 項の書面又は電磁的記録の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供せずに携帯電話インターネット接続役務を提供することができること。**

**(3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(整備法第 13 条第 1 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。)は、条例第 18 条の 6 において準用する条例第 18 条の 5 第 1 項の書面又は電磁的記録の提出があつた場合に限り、整備法第 16 条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じることなく同条に規定する特定携帯電話端末等を販売することができること。**

(平 22 規則 39・追加、平 30 規則 3・一部改正)

### (青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面に記載すべき事項等)

**第 2 条の 4 条例第 18 条の 5 第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。**

**(1) 申出年月日**

**(2) 申出者の住所及び電話番号**

**2 条例第 18 条の 5 第 2 項の規則で定める日は、当該役務提供契約に係る青少年が満 18 歳に達する日とする。**

(平 30 規則 3・追加)

### (準用)

**第 2 条の 4 前条の規定は、条例第 18 条の 6 において条例第 18 条の 5 の規定を準用する場合について準用する。**

(平 30 規則 3・追加)

(公表の方法)

第 3 条 条例第 20 条第 1 項の規定による自主的努力に関する基準の公表は、京都府公報に登載して行うものとする。

(平 3 規則 38・旧第 1 条繰下・一部改正)

(深夜の入場を制限する営業の指定等)

第 4 条 条例第 23 条第 1 項の規則で定める営業は、次に掲げるものとする。

(1) 硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの(風

俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 5 号に規定するものを除く。）

(2) 設備を設けて客に玉突きを行わせるもの

(3) 個室を設け、当該個室において客にカラオケ装置（伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使つて歌唱することができるように構成された装置をいう。）による伴奏音楽等に合わせて歌唱させるもの

(4) 設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせるもの

2 条例第 23 条第 2 項の規定による掲示は、別記第 2 号様式により行わなければならない。

（昭 59 規則 76・平元規則 33・一部改正、平 3 規則 38・旧第 2 条線下・一部改正、平 17 規則 6・平 28 規則 33・一部改正）

（自動販売機等設置届に係る手続等）

第 5 条 条例第 25 条第 1 項の規定による届出は、設置しようとする自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を記載した自動販売機等設置届出書（別記第 3 号様式）及びその写し 2 通を提出することにより行わなければならない。

(1) 届出者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号）

(2) 自動販売機の設置場所（付近の見取図を含む。）

(3) 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号

(4) 自動販売機の設置場所を提供する者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号）

(5) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号

(6) 自動販売機による販売又は貸付けの開始予定年月日

2 前項の自動販売機等設置届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 自動販売機等の設置場所を提供する者があるときは、当該者の設置の承諾を証する書類

(2) 自動販売機等管理者の住民票の写し

(3) 自動販売機等管理者となることを承諾し、かつ、条例に定める自動販売機等管理者としての義務の履行に関し必要な権限を委任されていることを証する書類

3 条例第 25 条第 1 項の規定による表示（届け出た事項に変更が生じた場合の表示を含む。）は、第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる事項を記載した表示票（別記第 4 号様式）を貼り付けることにより行わなければならない。

4 条例第 25 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出は、自動販売機等変更（廃止）届出書（別記第 5 号様式）及びその写し 2 通を提出することにより行わなければならない。この場合において、第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更を行う場合にあつては、第 2 項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

5 条例第 25 条第 1 項から第 3 項までの規定による届出において、条例第 15 条の 3 第 1 項ただし書の規定により自動販売機等管理者を置かない自動販売機等については、第 2 項第 2 号及び第 3 号の書類に代えて自動販売等業者の住所地を証する書類を添付しなければならない。

6 条例第 25 条第 1 項から第 3 項までの規定による届出は、届出の対象となる自動販売機等の設置場所を所管する京都府広域振興局長（設置場所が京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の区域内である場合にあつては、知事）に提出しなければならない。

(平3規則38・旧第3条繰下・一部改正、平8規則40・旧第5条繰下・一部改正、平14規則1・旧第7条繰上・一部改正、平17規則6・平17規則26・一部改正、平20規則45・旧第5条繰下・一部改正、平22規則39・旧第8条繰上・一部改正、平24規則31・一部改正)

(利用カード等の販売届に係る手続等)

第6条 条例第25条の2第1項の規定による届出は、利用カード等販売場所ごとに、次に掲げる事項を記載した利用カード等の販売等開始届出書(別記第6号様式)及びその写し2通を知事に提出することにより行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号)
- (2) テレホンクラブ等営業所の名称、所在地(付近の見取図を含む。)及び電話番号
- (3) 利用カード等の販売等の方法
- (4) 利用カード等販売場所が青少年立入常時禁止場所に該当することの有無
- (5) 販売等に係る利用カード等によつて利用できるテレホンクラブ等営業の呼称(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の17第1項第2号に規定する呼称をいう。)
- (6) 利用カード等の販売等の開始予定年月日

2 条例第25条の2第2項又は第3項の規定による届出は、利用カード等の販売等変更(廃止)届出書(別記第7号様式)及びその写し2通を知事に提出することにより行わなければならない。

(平8規則40・追加、平14規則1・旧第8条繰上・一部改正、平20規則45・旧第6条繰下・一部改正、平22規則39・旧第9条繰上・一部改正)

(立入調査等を行う者の範囲等)

第7条 条例第26条第1項の規定により立入調査等を行う者は、次に掲げる者のうちから知事が指定する者とする。ただし、第4号に掲げる者の指定については、条例第23条第1項に規定する興行者等の興行又は営業の場所に係る立入調査等(深夜に行うものに限る。)及び利用カード等販売場所に係る立入調査等のためにのみ行うものとする。

- (1) 府民生活部、健康福祉部及び商工労働観光部の職員
- (2) 京都府広域振興局、京都府保健所、京都府家庭支援総合センター及び京都府児童相談所の職員
- (3) 京都府教育庁及び教育局の職員
- (4) 警察職員のうち青少年の非行の防止を担当する者

2 条例第26条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記第8号様式のとおりとする。

(昭56規則20・平2規則24・一部改正、平3規則38・旧第4条繰下・一部改正、平7規則17・一部改正、平8規則40・旧第6条繰下・一部改正、平12規則6・一部改正、平14規則1・旧第9条繰上・一部改正、平16規則7・平17規則6・平20規則21・一部改正、平20規則45・旧第7条繰下・一部改正、平22規則25・一部改正、平22規則39・旧第11条繰上・一部改正)

(審議会の会長)

第8条 京都府青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平 14 規則 1・旧第 10 条繰上・全改、平 20 規則 45・旧第 8 条繰下・一部改正、平 22 規則 39・旧第 12 条繰上)

(審議会の会議)

第 9 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 3 規則 38・追加、平 8 規則 40・旧第 8 条繰下、平 14 規則 1・旧第 11 条繰上、平 20 規則 45・旧第 9 条繰下、平 22 規則 39・旧第 13 条繰上)

(審議会の部会)

第 10 条 審議会に、専門的事項を処理するため、次の部会を置く。

- (1) 総合施策推進部会
- (2) 営業対策部会

- 2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもつて組織する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、その部会に属する委員が互選する。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 6 審議会は、あらかじめその議決により、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(平 3 規則 38・追加、平 7 規則 17・一部改正、平 8 規則 40・旧第 9 条繰下・一部改正、平 14 規則 1・旧第 12 条繰上・一部改正、平 20 規則 45・旧第 10 条繰下、平 22 規則 39・旧第 14 条繰上)

(審議会の庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、府民生活部において処理する。

(平 3 規則 38・追加、平 7 規則 17・一部改正、平 8 規則 40・旧第 10 条繰下、平 14 規則 1・旧第 13 条繰上、平 20 規則 21・一部改正、平 20 規則 45・旧第 11 条繰下、平 22 規則 39・旧第 15 条繰上)

(会長への委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(平 3 規則 38・追加、平 8 規則 40・旧第 11 条繰下、平 14 規則 1・旧第 14 条繰上、平 20 規則 45・旧第 12 条繰下、平 22 規則 39・旧第 16 条繰上)

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平 3 規則 38・追加、平 8 規則 40・旧第 12 条繰下、平 14 規則 1・旧第 15 条繰上、平 20 規則 45・旧第 13 条繰下、平 22 規則 39・旧第 17 条繰上)

附 則

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 56 年規則第 20 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 59 年規則第 76 号)

この規則は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

附 則 (平成元年規則第 33 号)

この規則は、平成元年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年規則第 24 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年規則第 38 号)

この規則は、青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例 (平成 3 年京都府条例第 35 号) の施行の日から施行する。ただし、第 1 条の規定及び第 2 条中京都府青少年環境浄化審議会に関する改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 4 年規則第 37 号)

この規則は、平成 4 年 3 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 7 年規則第 17 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年規則第 40 号)

1 この規則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

2 青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例 (平成 8 年京都府条例第 16 号) 附則第 6 項の規定による届出は、設置しようとする自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を記載した利用カード等自動販売機等設置届出書 (別記様式) 及びその写し 2 通を知事に提出することにより行わなければならない。

(1) 届出者の氏名、住所及び電話番号 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号)

(2) 自動販売機等の設置場所 (付近の見取図を含む。)

(3) 自動販売機等を管理する者の氏名、住所及び電話番号

(4) 自動販売機等による販売又は貸付けの開始年月

**附 則 (平成 30 年規則第 3 号)**

**この規則は、公布の日から施行する。**